

さいたま市告示第627号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定によりこれを告示する。

令和8年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和8年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

17,000,000円を限度として、基本費用、執務費用及び実費の額を合算した金額

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 中澤 仁之

住所 埼玉県さいたま市大宮区土手町2丁目99番地 アーバンレックス102

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

必要があると認めるときは、監査費用の一部を概算払とし、当該委託業務終了後に監査に要した費用の額を確定し、過不足分を精算するものとする。

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市総務局総務部総務課総務係

(2) 電話 048(829)1083